平成21年度
事　業　計　画

◎基本方針

急速に進展する少子高齢社会の中、厳しい社会・経済情勢は、地域社会に大きな影響を与えさまざまな福祉の課題を引き起こし、地域の「つながり」の希薄化や生活問題として孤立・孤独・虐待など深刻な問題が顕在化してきており、だれもが安全に安心して暮らせる地域づくりが急務となっております。

本会は、地域福祉を推進する民間組織として、公民協働により、多様化・複雑化する様々な地域のニーズを的確にとらえ、地区社協とともに、地域福祉活動計画に基づいた各種事業や活動等を住民の参加により地域の特性を活かした心豊かな福祉活動に取り組んでまいります。

さらに、支所及び管理運営施設を拠点として各種の事業や活動を計画的・効果的に展開し、介護保険法及び障がい者自立支援法による支援事業や指定管理者制度に対しても、積極的に取り組み、「福祉都市宣言」を基本理念に、ともに支え合う「福祉のまちづくり」に努めてまいります。

◎基本目標

1．だれもが暮らしやすい地域づくりの構築
2．安心して生活できる地域福祉の推進
3．ボランティア活動・市民活動の推進
4．関連機関・団体等との協働・連携
5．地域福祉を支える基盤の整備

◎ 事業概要

1．だれもが暮らしやすい地域づくりの構築

(1) 地区社協活動への支援をおこない、地域福祉啓発事業を実施する。

(2) 小地域ネットワークの担い手となる福祉協力員の活動を促進するとともに研修を行なう。

(3) 在宅支援福祉サービス事業を推進する。

① 高齢者及び障がい者等を対象とした、ファミリーケアサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス事業）を推進する。

② 寝たきり高齢者を対象とした、福祉理美容サービス事業を推進する。

③ ひとり暮らし高齢者を対象とした、ふれあい訪問事業を推進する。

④ ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対する緊急通報装置の設置を促進する。

⑤ 車いす等を使用する方を対象とした、福祉車両貸出事業を推進する。

(4) 在宅介護者及び家族等への情報提供や交流事業を推進する。

2．安心して生活できる地域福祉の推進

(1) 老人福祉センター（ことぶき会館、ふれあい荘、やすらぎ荘、すこやか荘、上河内）を地域の福祉拠点として、福祉情報の提供及び地域交流事業等への取り組みを行う。

(2) 地域活動支援センター（宇都宮市雀の宮作業所、宇都宮市若草作業所、宇都宮市障がい者福祉センター）を地域の福祉拠点として、福祉情報の提供及び地域交流事業等への取り組みを行う。

(3) 総合福祉センター（宇都宮、河内）を地域の福祉拠点として、福祉情報の提供及び地域交流事業等への取り組みを行う。

(4) 宇都宮市茂原健康交流センターを地域の福祉拠点として、福祉情報の提供及び地域交流事業等への取り組みを行う。

(5) ゆうあいひろばの管理運営を行い、乳幼児及び児童等への健全な遊びへの支援と育児相談等への取り組みを行う。

(6) 身体障がい者福祉バスの管理運行事業を行なうとともにモニター等による福祉情報及び事業等の広報啓発を行う。

(7) 障がい者生活支援事業（宇都宮市総合福祉センター内、子ども発達センター内）の運営を行い、生活相談や支援体制づくりを行う。

(8) 福祉機器展示室において、高齢者及び障がい者等に情報を提供し、安心したよりよい生活を支援する。

(9) 日中一時支援事業（雀の宮作業所内「あっとほーむ・すずめ」、宇大附属養護日常生活訓練施設わかくさ内「あっとほーむ・うだい」、河内総合福祉センター内「あっとほーむ・かわち」の運営を行い、障がい児者の日中における活動の場を確保するとともに育成支援及び保護者への負担軽減、家族の一時的な休息及び就労を支援する。

(10) とちぎ権利擁護センターの基幹的社協として宇都宮市及び上三川町を管轄し、日常生活自立支援事業（あすてらす・うつのみや）を実施するとともに広域支援体制を図る。

(11) 総合相談センターを運営し、巡回相談（老人福祉センター、河内総合福祉センター）を行うとともに様々な相談に応じられるよう相談援助体制の充実と相談関連機関等との連携強化を図る。

(12) 社会福祉資金及び生活福祉資金貸付制度（生活福祉資金、離職者支援資金、長期生活支援資金）の普及を図る。

(13) 宇都宮市における地域をエリアとした地域包括支援センター（御本丸、上河内）の円滑かつ適正な運営を行う。

(14) 上河内地域住民を対象に医療機関及び公的機関への移送サービス事業を行う。

(15) 介護保険事業における居宅介護支援事業（宇都宮事業所、上河内事業所、河内事業所）及び訪問介護事業（宇都宮事業所、上河内事業所）、通所介護事業（河内事業所）、訪問入浴事業（上河内事業所）の適正な運営を行う。

(16) 障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの居宅介護事業（宇都宮事業所、上河内事業所）及び生活介護事業（河内事業所）を行う。

(17) 福祉施設・関連機関等と協働して介護予防・家族介護や健康づくり事業を開催する。

(18) 訪問介護員養成研修（２級課程）を実施し、福祉人材の育成を行う。

(19) 広報紙及びパンフレット等を作成するとともにホームページを活用し、広報・啓発活動を推進する。

３．ボランティア活動・市民活動の推進

(1) ボランティア相談支援体制を強化し、需給調整機能の充実を図る。

(2) ホームページや広報紙および情報コーナー等を活用した情報の提供を行う。

(3) ボランティア及び奉仕員養成と研修を行い、ボランティアの育成と活動への参加を促進するとともにフォローアップ講座への取り組みを行う。

(4) 福祉施設・学校・生涯学習施設等と連携を強化し、各種講座や福祉体験講座を行う。

(5) 小学校及び特別支援学校等の児童・生徒との交流事業を行う。

(6) ボランティアと高齢者との交流を図るため、友愛訪問を行う。
(7) 災害時等を見据えたネットワークを構築するため、ボランティア団体や市民活動団体等との連携を強化する。
(8) 地域におけるボランティア活動を促進するため、拠点の整備を行う。
(9) ボランティア活動を促進するため福祉機器用具の貸し出しを行う。
(10) 聴覚障がい者等を対象に要約筆記者の派遣事業を行う。
(11) 福祉功労者への表彰等及び福祉活動啓発及び福祉体験の場としての「宇都宮市民福祉の祭典」を市及び関係団体等と共同して開催する。
(12) 善意銀行の普及促進を図る。

4．関連機関・団体等との協働・連携

(1) 地区社協を核として、地域を構成する自治会や地区民生委員児童委員をはじめ機関・団体等との連携強化を図り、支援体制づくりを行う。
(2) 各種団体・企業等の参画を促進し、幅広い地域づくり活動を展開するため、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会の運営を行う。
(3) 居宅介護支援事業者相互の連携のもと、総合的な介護サービスの質の向上を図るとともに、要介護者等の福祉の増進に寄与するため、宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会の運営を行う。
(4) 地域における福祉拠点及び要支援者等の生活支援のため、福祉施設との連携を行う。
(5) 関連機関・団体等と協働・連携した地区福祉まつりや支所まつりを開催する。

5．地域福祉を支える基盤の整備

(1) 組織体制の整備を行うとともに研修制度及び人事評価制度の充実を図る。
(2) 構築した情報公開制度及び個人情報保護制度の一層の推進を図る。
(3) 地域福祉活動充実のため、地区社協のブロック別による地区社協会議を開催する。
(4) 社協会員加入の促進を図るとともに積極的な特別会員・賛助会員の加入増進に努める。
(5) 各種事業や活動を通し、ぎんなん基金の主旨の周知・啓発促進を図り、基金の造成に努める。
(6) 指定管理者として、効果的・効率的な指定管理施設の管理・経営を行う。
(7) 社会福祉施設、福祉団体と連絡を密にし、適切な助成及び援助を行う。

６．各種募金運動の推進

⑴　日本赤十字社宇都宮市地区として、日赤社資募集運動に協力する。

⑵　共同募金会宇都宮市支会として、共同募金運動に協力するとともに歳末たすけあい募金運動を実施する。

⑶　地域歳末たすけあい配分事業として、地区社協及び施設・団体等における福祉事業への充実を図るため適正な配分を行う。